

# 鳥取県地域医療対策協議会の 公募委員を募集します

鳥取県では、医療法第30条の23に基づき、「鳥取県地域医療対策協議会」を設置しており、医師等の医療従事者の確保や地域医療の充実を図るための対策について協議していただく公募委員を募集します。

## ■募集人数 1名

## ■応募資格 次のアからカまでの要件を全て満たす方

- ア 県内在住で、満18歳以上かつ満70歳以下の方
- イ 医療従事者の確保など地域医療の充実に关心があり、本協議会に参加する意欲をお持ちの方
- ウ 平日を開催の協議会に参加できる方（年4回程度）
- エ 委嘱時に、県の他の執行機関委員及び附属機関委員に就任していない又は就任予定のない方
- オ 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に規定する暴力団員等でない方
- カ 国会議員、県議会議員、市町村長、市町村議会及び県職員でない方

## ■応募方法

裏面の応募用紙に必要事項を記入の上、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法により応募先へ提出してください。

※様式は鳥取県医療政策課のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/326145.htm>）からダウンロードできます。

## ■選考方法

応募書類を審査の上、決定します。選考結果については、応募された方全員に郵送等によりお知らせします。

## ■その他

応募に際して提出された書類は、公募委員の決定及びその連絡にのみ使用し、それ以外の目的では使用しません。また、提出された書類は返却しません。

## ■応募期限

令和8年1月14日（水）<当日必着>

## ■協議会の概要

- (1) 審議事項 地域医療を担う医療従事者の養成及び確保、医療機関の機能分担と連携等の医療を提供する体制の確保、その他地域における医療の確保に関する事項
- (2) 委員構成 委員27名以内（うち、公募委員1名）
- (3) 開催回数 年4回程度
- (4) 任期 委嘱の日から2年間
- (5) その他 県の規定に基づき、協議会出席に係る報酬及び旅費を支給します。



## 【提出・お問合せ先】

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県福祉保健部健康医療局 医療政策課

電話：0857-26-7173

ファクシミリ：0857-21-3048

電子メール：[iryouseisaku@pref.tottori.lg.jp](mailto:iryouseisaku@pref.tottori.lg.jp)

## 鳥取県地域医療対策協議会公募委員応募用紙

令和 年 月 日

(ふりがな)			性別
氏名			
住所	(〒 )		
生年月日	年 月 日 ( 歳)		
職業			
連絡先 (電話は連絡の取れる番号をお願いします。)	電話(または携帯)	—	—
	ファクシミリ	—	—
	電子メール		
応募資格の確認 (該当する項目にチェックを入れてください。すべてを満たす方に応募資格があります。)	<input type="checkbox"/> 県内在住で、満18歳以上かつ満70歳以下の方 <input type="checkbox"/> 医療従事者の確保など地域医療の充実に関心があり、本協議会に参加する意欲をお持ちの方 <input type="checkbox"/> 平日に開催の協議会に参加できる方(年4回程度) <input type="checkbox"/> 委嘱時に、県の他の執行機関委員及び附属機関委員に就任していない又は就任予定のない方 <input type="checkbox"/> 鳥取県暴力団排除条例(平成23年鳥取県条例第3号)に規定する暴力団員等でない方 <input type="checkbox"/> 国会議員、県議会議員、市町村長、市町村議会及び県職員でない方		
記述欄 (応募理由及び「地域医療の充実」についてのあなたの考え方や感じていることなどについて、400文字程度でお書きください。)			